

スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に係るセルフチェックシート

【団体名：公益社団法人 福岡県剣道連盟】

【記載日：令和5年3月15日】

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」を順守し、福岡県教育庁教育総務部総務企画課文書・法人係の管理を受けて運営に取り組んでいる。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか	
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「定款」及び「諸規程」、並びに利用施設の条例・規則を遵守し、適切に事業運営を行なっている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 定款に基づき理事・監事を選任の上、理事会並びに総会を開催し適切に団体運営及び事業運営を行なっている。また、専門委員会を設置し適切に団体運営及び事業運営を行なっている。	
<b>原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 会員に対し、策定した基本方針を配布する定期刊行誌において公表している。HP上への公表については、HPのリニューアルを検討中であり、リニューアル時に公	

表出来るよう準備中である。	
<b>原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 目的、基本的責務、遵守事項等からなる倫理規程を制定し、周知徹底を図っている。	
(2) 指導者、競技者に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 目的、基本的責務、遵守事項等ならなる倫理規程を制定し、周知徹底を図る。また各種講習会等において、都度指導を行っている。さらに、強化選手等に対しては、特にドーピング意識を高めるための指導を行っている。	
<b>原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守しているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 税理士事務所の指導・助言を得て、財務・経理処理を行なっており、公正な会計原則を順守している。 監事より、財務・経理業務に限らず、業務運営全般に渉り監査を受けている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用の為にもとめられる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 法令、ガイドライン及び「会計処理規程」を遵守し適切に処理し、監査を受けている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 会計処理を公正かつ適切に行うため、職員が相互チェックする体制を構築している。また、税理士法人の指導・助言を得て、適切にしている。	
<b>原則5 法令に基づく情報開示を適切におこなうとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 法令で定められてる帳憑類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、事業報告附属明細書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告、役員名簿等）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。	

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行なっているか。	B
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等) 法人概要、事業関係等組織運営に係る一部については、HP で公表している。HP のリニューアル時にはより積極的な開示出来るよう準備中である。	
<b>原則6</b> 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード (NF 向け) の個別の規程についても、その遵守状況について自己説明及び講評を行なうべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード (NF 向け) の規程があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則■について	
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等)	